

広島県告示第九百七十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
	株式会社 前田ハウジング株式会社	福山市柳津町二丁目三番三〇号	介護住宅リフォームセンターライブリー	福山市柳津町二丁目三番三〇号	平成一九年八月一日
	株式会社スチールサービス	安芸郡熊野町一三九―二	ニコニコレンタル	安芸郡熊野町一三九―二	平成一九年八月一日